

児童手当法の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、三歳以上義務教育就学前の児童に係る特例給付の支給期間を延長すること。

第二 改正の要点

三歳以上義務教育就学前の児童に係る特例給付の支給期間を、小学校第三学年修了前まで延長すること。

第三 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成十六年四月一日から施行すること。（附則第一条関係）

二 経過措置

支給及び額の改定に関する経過措置を設けること。（附則第二条及び第三条関係）